

# イーストテネシー補習授業校「学則」

<b>運営委員長</b>	<b>規約担当</b>

## 第1章 総括

第 1 条 本学則は、イーストテネシー補習授業校（以下「補習授業校」という。）の教育に関し、運営委員会が、児童生徒及びその保護者に対し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 教育目標

第 2 条 イーストテネシー補習授業校「規約」第3条の設置目的を踏まえ、日本の普通教育に準じた日本語による教育をおこなう。

第 3 条 米国の異文化に対して偏見や独断にとらわれず、自分のアイデンティティを持ち、進んで国際感覚を養い、心豊かな人間形成を図ることを目標とする。

## 第3章 編制

第 4 条 補習授業校においては、児童に対する初等普通教育、生徒に対する中等普通教育及び高等普通教育に準ずる教育を行う。

第 5 条 前条の児童に対する初等普通教育に準ずる課程を小学部、生徒に対する中等普通教育に準ずる課程を中学部、及び高等普通教育に準ずる課程を高等部という。

第 6 条 補習授業校各部の修業年限は、小学部にあつては6年、中学部にあつては3年とし、高等部にあつては運営委員会が決定する。

第 7 条 幼稚部・国際部開設にあつては、運営委員会にて決定する。

## 第4章 教育課程

第 8 条 教育課程は、国語・算数（数学）を基本とし、運営委員会にてこれを定める。

第 9 条 授業時数は、各年度始めに授業時間割を別に定める。

第10条 小学部の教育課程については、日本国文部科学大臣が別に公示した小学校学習指導要領の一部によるものとし、同要領に定めのない場合は、運営委員会が別途これを定める。

中学部の教育課程については、日本国文部科学大臣が別に公示した中学校学習指導要領の一部によるものとし、同要領に定めのない場合は、運営委員会が別途これを定める。

高等部の教育課程については、運営委員会が別途これを定める。

第11条 児童または生徒が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童または生徒の心身の状況に適合するように教えなければならない。

第12条 校長は日本国政府から無償で給付された教科用図書を児童及び生徒に支給するものとする。

第13条 校長は、教科用図書以外の図書その他の教材で有効適切と認めたものについては、これを使用することができる。

前項の図書その他の教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

第14条 校長は、第12条に規定する教科用図書が発行されていない教科の主たる教科用図書を

使用する時は、あらかじめ運営委員会の承認を得なければならない。

## 第5章 学習の評価、課程の修了、進級及び卒業

- 第15条 児童及び生徒の学習の評価については、学習指導要領に示されている各教科の目標を基準として校長がこれを定める。
- 第16条 小学部、中学部及び高等部の各学年の課程の修了または、卒業を認めるに当たっては児童または生徒の成績を各担任あるいは担当教諭が評価し、校長が承認する。
- 第17条 校長は、小学部、中学部及び高等部の全課程を修了したと認めた児童及び生徒には卒業証書を授与する。
- 第18条 児童・生徒が各教科の到達目標に懸念がある場合は、担任あるいは担当教諭及び校長が保護者と面談の上、進級を控える場合がある。

## 第6章 児童・生徒の保護者の責任事項

- 第19条 イーストテネシー補習授業校に子女を入学させるに当たって、「保護者会規約」「学校要覧」「学則」を通読し、補習校規定に従い補習校運営に協力することとする。
- 第20条 担当教師または校長より児童・生徒について学業や生活面で個別面談があった時は、保護者の責任において子女の指導にあたるものとする。

## 第7章 児童・生徒の約束事項

- 第21条 毎週、教科書、学習用具、図書室に返す本など忘れ物のないようにする。
- 第22条 先生や友達に挨拶したり話をしたりする時は、美しく正しい日本語を使うようにする。
- 第23条 廊下、階段、教室はもとより、借用校の建物内で大声をあげたり、走ったり、ボール遊びをしたりしないようにする。
- 第24条 教室の戸は静かに開閉し、机、椅子その他の教室内の物は、大切に扱うようにする。また、トイレはきれいに使うようにする。
- 第25条 授業又は学校行事等に関係の無いものは補習授業校に持って来ないようにする。
- 第26条 授業中は、先生や友達の言うことを注意して聞き、質問する時は必ず手を挙げてからする。
- 第27条 授業が終わり、教室を出る前に自分のまわりのごみを拾い、机、椅子なども片付けて、忘れ物がないか確かめるようにする。また、昼食時に出たごみは各自持って帰らせるようにする。
- 第28条 行き、帰り、駐車場では車によく注意する。
- 第29条 学校から配られた物は、必ずその日のうちに家の人に見せるようにする。
- 第30条 体の調子の悪い時、けがをした時には、すぐに担任か安全当番に相談する。

## 第8章 学年と学期と休業日

- 第31条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第32条 終始時間、各学期の始業日、終業日および夏季休業日、冬季休業日、春季休日は、各年度始めに年間スケジュールを定め、学校要覧に明記する。
- 第33条 開校日は原則として土曜日とする。年間の開校日数は原則43日とする。
- 第34条 非常変災、その他急迫の事情がある時は、校長は臨時に授業の中止又は休校を決定することができる。

## 第9章 入学、退学、転学、休学、一時帰国及び出席停止

- 第35条 補習授業校に就学を希望する児童及び生徒の保護者は、入学願書に下記書類を添えて校長に提出しなければならない。
1. 在学証明書
  2. 指導要録（写）
  3. その他転出校の発行する書類等
- 第36条 第35条に規定した書類の提出がない場合は、校長が面談などにより、児童及び生徒の学年を決定するものとする。
- 第37条 他の学校に転学する児童又は生徒がある時は、校長はその児童又は生徒の在学証明書及びその他必要書類を転学先の校長に送付するものとする。
- 第38条 児童及び生徒が休学又は退学をしようとする時は、校長の認可を受けなければならない。
- 第39条 児童及び生徒が一時帰国で欠席しようとする時は、校長に一時帰国届を提出しなければならない。
- 第40条 伝染病にかかり、もしくはその恐れのある児童及び生徒の保護者に対し、校長は、専門医の指導により、もしくはその恐れのある児童及び生徒の出席停止を命じることができる。
- 第41条 校長及び教員は、教育上必要があると認める時は、児童及び生徒に懲戒（叱責、訓戒）を与えることができる。又、第6章、第7章で定められた事項を児童及び生徒あるいは保護者が守らない場合は、校長は児童及び生徒を退学させることができる。

## 第10章 入学金及び授業料の徴収

- 第42条 入学金、授業料は、補習授業校の指定された金額を指定する期日までに納めなければならない。尚、授業料納付後転出の場合は、申し出により1ヶ月単位で授業料を返金する。
- 第43条 病気等休学する場合は、校長に事前に届け出のあった場合のみ授業料を免除する。但し、月のうち1日でも補習授業校に出席した場合は、その月の授業料は、免除の対象にはならない。
- 一時帰国の場合は、休学に関係なく授業料は納めなければならない。

制定： 1990年1月1日

改定： 1993年4月1日

改定： 1996年4月1日

改定： 1999年4月1日

改定： 2000年4月1日

改定： 2001年4月1日

改定： 2002年4月1日

改定： 2003年4月1日

改定： 2005年4月1日 8条 中学部体育及び高等部数Ⅲ・数C 削除 17条 修了証書⇒卒業証書

改定： 2006年4月1日 8条 中学部の教科に「総合」追加

改定： 2009年4月1日 7条、8条、25条、33条、42条、45条修正

改定： 2010年2月25日 7条、8条、24条、25条、27条、30条、32条、33条、41条修正  
34条以降欠番削除、繰上（施行は2010年4月1日より）